

あなたの電話で守れる命があります。



お金はかかりません
児童相談所
 虐待対応ダイヤル



いち はや く
189

は「命の電話」。



「児童相談所
 全国共通ダイヤル」
189とは

- 虐待かと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。
- 「児童相談所全国共通ダイヤル」にかけるとお近くの児童相談所につながります。
- 通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。
- 子ども自身も相談(通告)することができます。

「189」にかけると
 どうなるの？



児童相談・児童虐待相談機関一覧

自分自身が虐待をしてしまいそうなおとき、また虐待を受けている子どもを見つけた時、まず相談してください。育児に関する相談は各市町村、児童相談所等様々な機関で受け付けています。

	相談機関名	所在地	電話・FAX
児童相談所	鳥取県福祉相談センター【中央児童相談所】	鳥取市江津318-1	Tel.0857-23-6080 Fax.0857-21-3025
	鳥取県倉吉児童相談所	倉吉市宮川町2丁目36	Tel.0858-23-1141 Fax.0858-23-6367
	鳥取県米子児童相談所	米子市博労町4丁目50	Tel.0859-33-1471 Fax.0859-23-0621
市町村	鳥取市【子ども家庭相談センター】	鳥取市富安2丁目138-4	Tel.0857-20-0122 Fax.0857-20-0144
	米子市【子ども相談課】	米子市錦町1丁目139-3ふれあいの里1階	Tel.0859-23-5176 Fax.0859-23-5137
	倉吉市【子ども家庭課】	倉吉市葵町722	Tel.0858-22-8220 Fax.0858-22-7020
	境港市【子育て支援課】	境港市上道町3000	Tel.0859-47-1077 Fax.0859-47-1112
	岩美町【子ども未来課】	岩美郡岩美町浦富675-1	Tel.0857-73-1424 Fax.0857-73-1583
	若桜町【町民福祉課】	八頭郡若桜町若桜801-5	Tel.0858-82-2214 Fax.0858-82-0134
	智頭町【福祉課】	八頭郡智頭町智頭1875	Tel.0858-75-4102 Fax.0858-75-4110
	八頭町【保健課】	八頭郡八頭町宮谷254番地1	Tel.0858-72-3566 Fax.0858-72-3565
	三朝町【町民課】	東伯郡三朝町大瀬999-2	Tel.0858-43-3505 Fax.0858-43-0647
	湯梨浜町【子育て支援課】	東伯郡湯梨浜町久留19-1	Tel.0858-35-5322 Fax.0858-35-3697
	琴浦町【子育て応援課】	東伯郡琴浦町徳万591-2	Tel.0858-27-1333 Fax.0858-49-0000
	北栄町【教育総務課】	東伯郡北栄町由良宿423-1	Tel.0858-37-3224 Fax.0858-37-5339
	日吉津村【福祉保健課】	西伯郡日吉津村日吉津872-15	Tel.0859-27-5952 Fax.0859-27-0903
	大山町【福祉介護課】	西伯郡大山町御来屋467	Tel.0859-54-5207 Fax.0859-54-5087
	南部町【子育て支援課】	西伯郡南部町倭482	Tel.0859-66-5525 Fax.0859-66-5523
	伯耆町【福祉課】	西伯郡伯耆町吉長37-3	Tel.0859-68-5534 Fax.0859-68-3866
	日南町【福祉保健課】	日野郡日南町生山511-5	Tel.0859-82-0374 Fax.0859-82-1027
	日野町【健康福祉課】	日野郡日野町根雨101	Tel.0859-72-0334 Fax.0859-72-1484
	江府町【住民生活課】	日野郡江府町江尾1717-1	Tel.0859-75-3223 Fax.0859-75-2389
児童家庭支援センター	子ども家庭支援センター「希望館」	鳥取市立川町5丁目417	Tel.0857-27-4153 Fax.0857-27-0415
	児童家庭支援センターくわの実	倉吉市山根583-3	Tel.0858-24-6306 Fax.0858-24-6307
	児童家庭支援センター米子みその	米子市上後藤4-2-36	Tel.0859-21-5085 Fax.0859-24-1288

鳥取県

まもろう、
 たよろう、
 いちはやく。

子

保護者 地域

STOP!!
児童虐待

11月は児童虐待防止推進月間

お金はかかりません

24時間365日対応

児童相談所
 虐待対応ダイヤル



- おうちの近くの児童相談所につながります。
- なまえは言わなくても大丈夫。
- ひみつはぜったい守ります。

いち はや く
189

特設サイトはコチラ

<http://www.stop-gyakutai-tottori.jp>





子ども虐待防止
オレンジリボン運動

11月は
児童虐待防止
推進月間

♡ まもろう、たよろう、いちはやく。

「児童虐待」とは？

児童虐待とは、保護者(親または親にかわる 養育者)が、子どもの心や身体を傷つけ、
子どもの健やかな発育や発達に悪い影響を
与えることを指し、法律では以下の4種類に分類されています。

● 身体的虐待

殴る、蹴る、熱湯やタバコを押し付け火傷させるなど、児童の身体に外傷を生じるような暴行を加えること。戸外に締め出すなど生命・健康に危険のある行為。

● 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること・させること、性器や性交を見せる、被写体などにするなどの行為。

● ネグレクト

重大な病気になっても病院につれていかない、乳幼児を家に残したまま度々外出する。車の中に放置する、食事を与えない、不潔な環境の中で生活させるなど保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為。

● 心理的虐待

子どもの心を傷つけるようなことを繰り返し言う、無視する、他の兄弟とは差別的な扱いをする、家族などへの暴力・暴言を見聞かせるなど心理的外傷を与える行為。



子どもたちへ こんな悩みや経験はありませんか？

たた 叩かれたり
け 蹴られたりする



う 産まなければ良かったと言われる



うち ひと たた お家の人が叩かれたり、
おど な 怒鳴られたりしている



いや からだ み 嫌なのに体を見られたり触られる



はん た ご飯を食べさせてもらえない



子ども電話相談

心配なこと、嫌なことは
近くの大人に話してね。

- とうぶ 東部 ふくしそつだん 福祉相談センター ☎0857-29-5460
- ちゆうぶ 中部 くらよしじどうそつだんしょ 倉吉児童相談所 ☎0858-22-4152
- せいぶ 西部 よなごじどうそつだんしょ 米子児童相談所 ☎0859-33-2020



保護者の方へ 一人で抱え込んでいませんか？

「しつけ」と
「体罰」の違い
について



「しつけ」とは、子どもの人格や才能などを伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすることなどの目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為です。子どもと向き合い、社会生活をしていく上で必要なことを、しっかりと教え伝えていくことも必要です。

子どもに「しつけ」をするときには、子どもの発達しつつある能力に合う方法で行う必要があります。体罰でおさえるしつけは、この目的に見合うものではなく、許されません。どうすればよいのかを言葉や見本を示す等の本人が理解できる方法で伝える必要があります。

子育てのこと、
頼れる場所があります。

児童相談所 相談専用ダイヤル
通話料 無料 0120-189-783

※一部のIP電話からはつながりません。

🚫 これらは全て「体罰」です。

- 言葉で3回注意したが言うことを聞かないので、頬を叩いた
- 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- 友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った
- 他人のものを取ったので、お尻を叩いた
- 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった
- 掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた

道に飛び出しそうな子どもの手をつかむといった
子どもを保護するための行為などは該当しません。



地域の方へ サインに気づいて、できることから

“応援”しましょう！ 下記のサイン・SOSは、虐待が疑われる状況の一例です。当てはまるといって、ただちに虐待があるとは限りません。

子どものサイン

なにげない行動や態度から、助けてという「小さなサイン」を見逃さないでください。ちょっとした「目くばり」「気くばり」で子どもを虐待から救えます。

子どもの行動や状況

- 髪の毛、顔、手足が不潔でにおいがする
- 他者との身体接触を怖がる
- 季節に合わない衣服や不潔な衣服を身につけている
- 特に病気ではないのに極端にやせている
- 身体に不自然な外傷、あざ、やけどなどがみられる
- 不自然な時間に外にいることが多い
- 表情が乏しい、無表情、笑わない
- 脱水症状や栄養不良が見られる

保護者のSOS

親も子育ての不安を抱えています。周囲のみなさんが子育ての相談に乗るなど、親を支援することも虐待防止のための大切な対策のひとつです。

親・養育者の行動や状況

- 大声で怒鳴ったり叱ることがあり、たたき音や叫び声がある
- 地域や親族との交流がなく、孤立している
- しつけと言って殴る、蹴るといった行為がみられる
- 子どもがケガをしたり、病気になっても医者に診せようとしない
- 先生、保育士、他の親等との接触を避ける
- 子どもの外傷ややけどについて、不自然な状況説明をする
- 妊娠や出産を喜んでいない